

## 廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業実施要領

### 第1 交付の対象となる事業の要件

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業)(以下「補助金」という。)の交付の対象となる事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条第1項に規定する事業であって、次の各号に該当するものであること。

- (1) 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の基本原則に沿った事業であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設または第9条の3第1項の規定による届出を行った施設から発生する電力を利用する事業であること。
- (3) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、発電した電気の利用先が確定している旨を証明できること。
- (4) 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から、当該事業の効率性が高い事業であること。
- (5) 当該事業の遂行によって、他の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- (6) 廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル構築に資する事業であること。
- (7) 対象事業を実施した年度のうち又は翌年度までに、廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業を開始すること。  
上記に規定する要件等を満たしているかは、実施計画書等をもとに厳格に審査を行うものとする。

### 第2 交付の対象となる範囲

- (1) 設備の新設、増設又は改良に係る設備等に係る事業とする。
- (2) 交付の対象となる設備の範囲は、次のとおりである(廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル構築に資するものに限る)。
  - ( ) 給電・蓄電システム等  
廃棄物焼却施設において発電した電力を給電・蓄電システムに供給するための自営線及び二次電池に充電するための給電・蓄電システム(付属設備を含む)。
  - ( ) EVパッカー車  
前項の給電・蓄電システムで充電した二次電池を活用するためのEVパッカー車(前項のシステムと一体的に使用するものに限る)。

### 第3 補助対象事業費の算定要領

- (1) 工事費

( ) 本工事費の区分

本工事費は、事業の主体をなす設備の工事費であって、廃棄物処理及び処理に伴うエネルギー利用のための設備の設置に係る工事費について算定すること。

( ) 工事費

ア 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は、次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができること。

(イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとする。

イ 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は、次の(ア)及び(イ)によるものとするが、費用等の算定については、メーカー見積もり等の証拠資料を適宜添付することにより行うことで差し支えないものとする。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであること。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとする。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができること。

(2) 業務費

事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費について算定すること。

(3) 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ大臣に協議し、その承認を得たものに限って算定することができること。

#### 第4 事業の実施方法等

(1) 二酸化炭素削減抑制効果の把握等

事業の実施主体は、補助事業の実施による二酸化炭素の排出抑制効果を把握するこ

ととする。

(2) 事業報告書の提出

事業の実施主体は、補助事業をすべて終了した年度以降の3年間については、事業の実績及び二酸化炭素の削減量等を毎月取りまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、翌月末日までに大臣に提出するものとする。

ただし、事業の确实性が確保されていると大臣が判断した場合、事業報告書の提出頻度を年度毎に変更し、これを当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出するものとする。

なお、特に、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制量等の報告について、大臣の要求があった時は、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

附則

この実施要領は、平成30年3月30日から施行する。

別紙様式（廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業の事業報告書の作成例）

平成 年度廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業の事業報告書

平成 年 月 日  
 事業者名  
 事業代表者の職・氏名

1. 事業の名称

廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業

2. 事業の実績

【本報告の対象とする年度（補助事業で導入した設備等の使用を開始した年度においては、使用開始の日からその年度の3月末までの期間。以下同じ。）における補助事業で整備した設備等の利用状況、EVパッカー車の走行距離等を記載する。】

3. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量（実績）

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載する。また、算定根拠として使用した具体的資料を添付する。】

【月毎に提出する場合】

年度(平成)	4月	5月	6月	7月	8月	9月
稼働日数 (又は時間)						
電気供給量、走行距離						
目標達成率						
二酸化炭素排出削減効果 目標達成率						

10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均


**【年度毎に提出する場合】**

<b>事業開始からの経過年数</b>	1年目	2年目	3年目	平均
年度(平成)				
稼働日数 (又は時間)				
電気供給量、走行距離				
目標達成率				
二酸化炭素排出削減効果				
目標達成率				

< 算出根拠 >

【係数等を算出式に係数を用いる場合は、その出典元を記載すること。】

【発電量等については、出典元である月報等を添付すること。】

【商用電力については、夜間電力と昼間電力とを明確に区分して把握できる場合は、それぞれに区分して原油換算値を記載してもよい。】

(2) 実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

【(1)の削減量(実績)が、交付申請書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載する(実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記載を要しない。)。】

4. 今後の取組、改善策等

【本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について記載する。なお、実績報告書における削減量に達しなかった場合は、その改善策についても合わせて記載する。】

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは12ポイント、フォントはMS明朝体とする。】

【罫線は削除して差し支えない。】

【ページ番号を付す。】